

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
及び、
短期利用特定施設入居者生活介護

運営規程

有限会社 ウェルネス

(事業の目的)

第1条 有限会社ウェルネスが開設する介護付有料老人ホーム シニアヴィラ パトリ

(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)特定施設入居者生活介護及び、短期利用特定施設入居者生活介護(以下指定特定施設入居者生活介護等という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護及び、短期利用特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、よって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等(介護保険法118条の2第1項)に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 介護付有料老人ホーム シニアヴィラ パトリ
- ② 所在地 豊川市国府町下河原3-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。
- ③ 看護職員及び介護職員 11名以上

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護等の提供を行うが、要介護者等のサービス提供に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。

④ 計画作成担当者 介護支援専門員 1名以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）を作成し、利用者の能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

⑤ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

（入居定員及び居室数）

第5条 指定特定施設入居者生活介護等の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホーム定員44名の内、指定特定施設入居者生活介護等の定員は44名とする。
- ② 居室数44室の内、指定特定施設入居者生活介護等の居室は44室とする。

（指定特定施設入居者生活介護等の内容及び利用料等）

第6条 指定特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとし、指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

- ① 入浴（週2回以上）、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック（月1回）
 - ⑤ 機能訓練加算
 - ⑥ 医療機関連携加算
 - ⑦ 夜間看護体制加算
 - ⑧ サービス提供強化加算
- 2 利用者の選定による介護その他の日常生活上の便宜に要する費用は、別途料金表による。
 - 3 おむつ代は、300円／枚を徴収する。
 - 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
* 2～3の家賃、管理費は非課税ですが、あとの金額表示は税別とする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関)

第11条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提出した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、シニアヴィラ パトリ入居者と事業者で設ける運営懇談会において協議することとする。

付則 この規程は、平成23年11月1日から施行する。

改訂 平成26年4月1日から施行する。

改訂 平成27年4月1日から施行する。

改訂 平成28年6月1日から施行する。

改訂 平成29年6月1日から施行する。

改訂 平成31年2月11日から施行する。

改訂 令和2年4月1日から施行する。

改訂 令和3年12月1日から施行する。

改訂 令和4年7月19日から施行する。

改訂 令和5年2月1日から施行する。

改訂 令和5年6月1日から施行する。

改訂 令和5年12月1日から施行する。